

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和5年第12回定例会)

- |   |      |                                     |           |
|---|------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 期 日  | 令和5年12月27日(水)                       |           |
|   |      | 市庁舎3階大会議室                           |           |
|   |      | 開会時刻                                | 午後1時30分   |
|   |      | 閉会時刻                                | 午後3時32分   |
|   |      |                                     |           |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長                               | 小 熊 隆     |
|   |      | 委 員                                 | 古 本 敬 明   |
|   |      | 委 員                                 | 赤 澤 智 津 子 |
|   |      | 委 員                                 | 高 橋 浩 之   |
|   |      | 委 員                                 | 馬 場 祐 美   |
|   |      |                                     |           |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長                              | 島 本 博 幸   |
|   |      | 生涯学習部長                              | 片 岡 利 江   |
|   |      | 学校教育部参事                             | 菅 原 優     |
|   |      | 学校教育部次長                             | 杉 山 健 一   |
|   |      | 生涯学習部次長                             | 芹 澤 佐 知 子 |
|   |      | 学校教育部副参事                            | 相 澤 慶 一   |
|   |      | 教育総務課長                              | 中 野 充     |
|   |      | 学校教育課長                              | 奥 秋 裕 司   |
|   |      | 指導課長                                | 近 藤 篤 史   |
|   |      | 社会教育課長                              | 越 川 智 子   |
|   |      | 生涯スポーツ課長                            | 三 橋 智     |
|   |      | 青少年センター所長                           | 田 中 紀 代 美 |
|   |      | 菊田公民館長                              | 竹 口 正 樹   |
|   |      | 中央図書館長                              | 岡 野 重 吾   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 西 郡 隆 司   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 宮 崎 宗 長   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 河 村 幸 枝   |
|   |      | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 忍 貴 弘     |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 高 瀬 哲     |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 奥 山 昭 子   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 志 摩 豊     |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 新 井 理 香   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 松 田 裕 美   |
|   |      | 学校教育課主任管理主事                         | 寺 嶋 耕 一   |
|   |      | 指導課主任指導主事                           | 伊 坂 尚 子   |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について  
(令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)
- (2) 「令和5年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」について
- (3) 習志野市立学校学習教材検討委員会における検討結果について
- (4) 専決処分報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- (5) 令和5年度通学路合同点検結果について
- (6) 令和6年度園児募集経過報告(12月18日現在入園許可数)について
- (7) 児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について
- (8) 令和5年度1学期及び2学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (9) いじめ重大事態の調査結果に関する報告について

### 第3 議決事項

- 議案第33号 令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について  
議案第34号 令和6年度教育費当初予算案について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第12回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が3名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)及び(9)並びに議案第33号及び議案第34号を非公開とし、議案第34号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和5年第11回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

### 報告事項(2) 「令和5年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」について (教育総務課)

河村学校教育部主幹

報告事項(2)「令和5年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」について、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。本推計は、習志野市立小・中学校の児童・生徒数を推計し、教育行政需要等に対応する諸計画の策定に資することを目的として作成するものである。児童・生徒数及び学級数を学校別に、小学校は向こう6年後まで、中学校は向こう10年後までを推計している。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。児童・生徒数の推計方法については、年齢計算基準日を今年の4月1日、住民基本台帳の抽出日を4月末日とする学区別人口を基に、それぞれの年齢別人口を年度移行させる方法で行っている。就学率は、小学校は原則100%、中学校は過去3年間の平均値を採用している。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。学級数の推計について、学級数を推計する基となる、1学級当たりの児童・生徒数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、通称、義務標準法により、現在、資料記載のとおり定められている。小学校の1年生から4年生は1学級35人を標準、5年生・6年生は40人を標準としている。中学校については、全ての学年で1学級40人を標準として定められている。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。法の一部改正を経て、令和5年度の学級編制は資料記載のとおりとなっている。小学校1年生から4年生が国の標準である35人を上限に編制し、5年生・6年生は千葉県が行う学級編制の弾力化により38人を上限に編制している。今後、段階的に35人学級が導入され、令和7年度に全ての学年が35人で編成することになる。また、中学校では、千葉県の弾力化により1年生は35人、2年生・3年生は38人を上限に編制している。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。次に、特別支援学級については、知的障がい特別支援学級、情緒障がい特別支援学級ともに1クラス8人を上限に編制している。特別支援学級については、入級や指導の終了によって、児童・生徒数の増減が一定ではないため、長期的な推計が難しい実情がある。そこで、現年度の数を基本として、直近の3年間を推計し、以後は同数で推移させている。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。令和5年度版推計の結果について、資料記載の5点に絞って説明する。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。1点目は小学校の推計値で、現在のところのピークは、児童数が令和5年度で9,060人、学級数も令和5年度で348学級となっている。令和8年度以降は、やや速いペースで減少していくこととなる。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。中学校については、現在のところ生徒数ピークは令和8年度で4,272人、学級数ピークが令和10年度で151学級となっている。令和11年度以降は、小学校同様にやや速いペースで減少し、令和13年度には令和元年度以来の4,000人を下回る推計である。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。谷津小学校の推計値については、現在のところピークは令和7年度・令和8年度で児童数が1,339人、学級数は通常学級が40学級、特別支援学級が6学級で合計46学級となっている。令和9年度には、平成24年度以来続いていた児童数増加が一旦減少し、令和10年度・令和11年度と微増している。今後の増減や速度などについては、令和11年度以降の状況を見ていく必要がある。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。第一中学校については、学区内の谷津小学校、谷津南小学校、向山小学校の児童数増加の影響で今後も生徒数が徐々に増加していく。令和10年度以降は1,000人規模となる。なお、中学校の推計では、国標準の40人学級での学級数も掲載している。配置される増置教員の数はこの標準学級数を基にして、細かく決められている。また、中学校においては、教科により必要な教員数が異なるため、数年間の見通しを持ち、教員数を確保する必要があることが理由である。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。第一中学校の推計について、生徒数のピーク

クは現在のところ令和12年度で、生徒数1,057人、通常学級29学級、特別支援学級4学級と推計している。生徒数は令和10年度から令和14年度までは1,000人を超えた状態でほぼ横ばいとなる。令和15年度から減少に転じることとなる。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。谷津南小学校のバス通学については、全校の児童数が年々増加し、令和8年度に1,006人・35学級でピークとなり、その後、徐々に減少していく。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。バス通学の利用者推計については、バス通学の対象となっているブランドシティ、レジデンステラス、レジデンス津田沼からの就学率を使用して推計している。就学率は直近3年間の平均値とし、今回は88.6%となっている。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。就学率88.6%をバス通学の対象となっているブランドシティ、レジデンステラス、レジデンス津田沼に在住している0歳児から5歳児の人口に乗じて、令和6年度以降バス通学をする児童数を推計している。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。このように推計した結果、バス通学の児童数も谷津南小学校の児童数のピークと同様に、令和8年度となり、人数は約580人となっている。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。最後に小規模校の推計値について、袖ヶ浦西小学校では、今後も200人を割り、令和9年1月に袖ヶ浦3丁目に建設されるマンションが完成することから、児童数が微増する予定である。今後も動向に注視していく必要がある。

スライド資料9ページ目下段を御覧いただきたい。秋津小学校は現在の244人から緩やかに減少し、令和9年度から200人を割り、令和11年度には児童数が160人前後で全ての学年が単学級となり、市内で最も小規模となる見込みである。秋津小学区での再開発は現在のところ予定はないため、小規模特認校制の積極的な活用が重要となる、と概要を説明

高橋委員

スライド資料7ページ目下段の資料は何年度のデータなのか、と質問

河村学校教育部主幹

今年度のデータである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

### 報告事項(3) 習志野市立学校学習教材検討委員会における検討結果について

(教育総務課)

河村学校教育部主幹

報告事項(3)「習志野市立学校学習教材検討委員会における検討結果について」、説明する。「習志野市立学校学習教材検討委員会」は習志野市PTA連絡協議会及び習志野市小中学校長会の代表者と教育委員会事務局職員で構成され、学校教育に関わる保護者費用負担について幅広く意見をいただき、必要な改善を図るため本年7月に設置したものである。この度、令和5年12月に検討委員会での検討結果が報告された。

資料1ページ目を御覧いただきたい。趣旨としては、教育費の保護者負担について、様々な場面で議論される状況にあり、習志野市立小学校及び中学校管理規則において「保護者の経済的負担について考慮しなければならない。」とあることから、現状と課題を把握し、学校教育に関わる保護者費用負担の軽減に向け検討を行ったものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。内容としては、1点目が学習教材等の共用化について、2

点目が副教材の選定について、3点目が学校徴収金全般について、4点目がPTA等から支援を受けることが可能な経費についてである。これら協議・検討を行う中で課題として、要望があったものには各学校の児童・生徒数や学習の状況が異なり、使用している学用品、学習教材などが様々であることから、学校ごとに精査していく必要があることなどがあった。1月以降、全ての学校に設置している学校運営協議会の中で、保護者負担の具体的な軽減策について協議をしていただくこととしている。

資料「別添」を御覧いただきたい。各学校において、共用品について協議・検討する際に参考になるよう作成したものである。裏面には、検討例として一部物品を記載している。この機会に、各学校において、保護者の負担軽減について協議が進むことを期待している。

今後、教育委員会としては、検討委員会の結果報告に基づき、本市の保護者、学校の実態と特質を踏まえ教育費に関する保護者の負担軽減を期するための方針を決定し、取り組みを推進していきたいと考えている、と概要を説明

#### 高橋委員

3点教えていただきたい。1点目は、学校徴収金には学習教材や修学旅行の費用など様々あるようだが、その中で学習教材が大きな比率を占めているのか、2点目は、各学校でどのくらいの学校徴収金があるのかを教育委員会は把握しているのか、3点目は、もし把握しているとすれば、その学校差はどういった状況なのか、それぞれ伺いたい、と質問

#### 河村学校教育部主幹

1点目については、やはり学習教材費が大きな比率を占めている。ただし、この他にも修学旅行費や校外学習費も含まれているが、今回は学用品について検討を行ったものである。2点目の各学校でどのくらいの学校徴収金があるのかについては、教育委員会で把握しているところである。3点目の学校差については、教育委員会としては教育の内容や質に差が生じないように努めているところであるが、各学校によって、児童・生徒の学習は教科書に加えて、教具や補助教材等を用いて行われており、反復学習や発展学習に取り組んでいく中で必要に応じて、各学校で集金計画を立てて用意をしている関係上、差は生じているのが現状である、と回答

#### 高橋委員

学ぶ側も教える側も、学習教材を使いたいという気持ちはわかるが、一方で、使うことによってそれなしには通常の学びができなくなるという点では、義務教育の無償化と矛盾するように思う。保護者の負担をゼロにすることは難しいと思うが、保護者がどのように考えているかを教育委員会として、注意深くしっかり見ていかなければいけないと思っている、と発言

#### 馬場委員

保護者としては、毎月のように集金があり、年間になると結構な金額になるという実感があった。自分の子どもが通っている学校のことしか知らず、学校によって副教材が異なるということを知らなかったため、今の説明を聞いて驚いた。学校の実情に合わせてという事情もあると思うが、副教材を市で統一することができれば、学校差が生まれないと思うが、それは実現できるのか、その辺りはいかがか、と質問

#### 近藤指導課長

各学校では子ども達の実態に応じて、力を伸ばすにはどのような形式のものがいいのかということを毎年担任が検討し選定している。具体的には、繰り返し式や書き込み式のもの、あるいは、ミニテストの有無など様々なものがあるため、全てを統一することは非常に難しいと考えている。

必要なもののみ、子ども達に適したものを選定しているところである、と回答

馬場委員

先生方が子ども達のことをいろいろ考えて選んでくださっているとのことで、その点については理解したが、教材の数や金額については足並みを揃えて、なるべく学校差が出ないような検討が必要だと思うので、ぜひ検討課題として盛り込んでいただきたい、と要望

古本委員

そもそも、学校間でその違いが必要なのか。同じ習志野の児童・生徒なのに、学校によって異なる教材を使い、お金が徴収されていることに対して非常に違和感を覚える。反対に、同じ教材を使いながら、どのような指導を行っていくのかを教育委員会事務局で検討し、その中で教え方にバリエーションがあるのは構わないと思うが、児童や生徒によって教材に差をつけるのはおかしいのではないかと感じる。また、まとめて買うことによって少しでも安くし、保護者の負担を減らす取り組みをすることが大事なのではないか。教員によって教え方が異なるとしても、教材が異なるのは違和感があるが、その辺りはどのように考えているのか、と質問

近藤指導課長

学ぶ内容については、学習指導要領に則って行っていることから、内容が大きく外れることはない。子ども達が使いやすいものを選んでというのが現状である。統一した教材の使用については、今後検討したいと考えている、と回答

古本委員

どの学校でも同じ教材を使って、同じ金額で学ぶというのが、スタンダードだと感じる。恐らく、市民の方が聞いていても同じように感じると思うので、その辺りを検討していただきたい、と要望

小熊教育長

学校差をなくすためのICT化であり、つまり、タブレットの導入であったはずである。そういった観点から実際に取り組んでいると思うので補足して説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

タブレットを用いたAI型デジタルドリルなど、統一してできるようなものは導入しているが、これまで子ども達が活用していた紙のドリルに代わるものとしての検証や取り組みはできていないのが現状である。タブレットの活用については、今後進めていかなければならない課題であると認識している、と回答

小熊教育長

そういった意味でタブレットを急いで導入したのだから、これから検討するのではなく、前に進めていかなければいけない課題だと思う。タブレットを活用できるものについては、副教材は買わないといったような取り組みをしていかなければならないと思い、様々なところでお話をさせていただいているところである。そこはきちんと教育委員会としても認識して進めていきたいと思っている、と発言

高橋委員

実際のところ、学校差はどの程度あるのか。例えば倍以上の開きがあるなど、わかれば教えていただきたい、と質問

河村学校教育部主幹

学校徴収金については学校ごとに取りまとめたものがあるが、学年ごとに見た場合、各学校で数千円程度の開きがある、と回答

高橋委員

全体がいくらに対して数千円ぐらいの差なのか。全体の中で、その数千円が占める割合はどの程度なのか、と質問

河村学校教育部主幹

年間1万円程度の徴収を行っている中で、そのぐらいの差が出ている、と回答

高橋委員

倍に近い開きがあるということか、と質問

杉山学校教育部次長

学校によって金額の差が出ることは確かである。例えば、修学旅行や校外学習等に関わる費用で一番端的なものとしては交通費である。一人あたりの貸切バス代は、頭割りの計算となることから1台当たりの乗車人数が少ない場合には、倍まではいかなくとも差が開くこともある。また、その行き先による差など、やはり交通費による差が大きくなるというのが現状である。

副教材については、小学生が副教材を使うことが多く、中でも1年生が副教材を使う場面が多い傾向にある。副教材も紙ベースのいわゆるドリルやそれ以外にも生活科等で使う朝顔などをセット品で購入するなどあげられる。教材自体の学校間による差については、例えば、同じ社会科の資料集でも、値段としては大体50円以下ぐらいの差は生じる。こういったものを積み上げていくと、1,000円から2,000円ぐらいの差が生じたり、あるいは、使う数によってもそのぐらいの差が生じたりする実態がある、と回答

高橋委員

説明しにくい部分かもしれないが、結構な差があると認識したがいかがか、と質問

杉山学校教育部次長

1,000円から2,000円といっても、同じ学年であれば差としては私達も認識しているところである。教育効果をきちんと出していくため、教材の選定や金額面について、まずは子ども達のためになっていることを確認しながら、その差を埋めていく努力を今後もしていかなければならないし、学校とも話していきたいと考えている、と回答

高橋委員

教員が、何も自分が得をするために高い教材を使っているわけではないことは重々承知している。もちろん子ども達のためだと思うが、一方で、一部の子ども達だけが良い教材を使い、学習効果が高まっていて果たしてそれでいいのか、という考え方もできると思う。そうすると、子どものためにやっているから良いとはなかなか言いにくいのではないか。習志野市の義務教育の中で、家庭にお金を求める場合もあるが、教員の使いたいという思いだけでは理解を得るのはなかなか難しいと思うがいかがか、と質問

杉山学校教育部次長

御指摘のとおりで、子ども達のためとはいえ、保護者に御負担いただいていることを大前提にし

ながら、各学校の中で共有できる幅などを学校運営協議会等でも話題にして協議し、進めていきたいと考えている。習志野市全体として、ICTの活用を進めながら、今まで行ってきたアナログの部分を整理していきたいと考えている、と回答

馬場委員

学校差については、今後ぜひ検討していただきたいと改めて思った。また、別添資料の裏面中、共有についてのチャート表に具体的な教材が示されているが、「共用できる」と「共用する」は少し意味合いが違うように感じる。例えば、学校で彫刻刀は用意するからもう買わないとなるのか、それとも彫刻刀は学校にあるものを使えるが買いたい人は買ってもよいという取り扱いとなるのか、それによっても違ってくると思うが、この点についてはこれから検討するのか。わかる範囲で教えていただきたい、と質問

河村学校教育部主幹

共用する・しない、あるいは、共用できる・できないについては、学校備品として備えるスペースや必要数なども関わってくるため、学校に依頼し進捗管理をしているところである、と回答

馬場委員

保護者の考え方もあると思うが、資料にも必要数の確保や管理場所等の不安があるとの説明も書いてある。それによって学校差ができてしまうと思うが、その辺りはどのように対応していくのか、と質問

河村学校教育部主幹

教育委員会としては、そのような教育の内容や質の差が生じないように、なるべく柔軟な対応ができるように検討を進めている、と回答

馬場委員

副教材以外にも、例えば裁縫セットや習字セットなど、金額の張るものを共有するかしらないかを学校によって決めるのは非常に危ういように感じる。学校のキャパシティなどを考えなければならぬと思うが、そこそ統一するべきではないか。その点をしっかりと決めた方がよいと思うがいかがか、と質問

島本学校教育部長

学習教材について様々御意見をいただいたところであるが、今回、検討委員会を設けて、どのような見直しができるのかということを変更して教育委員会として取り組んだところである。教材・副教材の選定については、学校長の裁量であることを原則に、教育委員会としての方針を作る予定である。その後、方針に基づいて、まずは学校の中で、今使っている教材・副教材等が必要なかどうかを改めて見直していただきたいと考えている。教育委員会においては予算を確保し、学校においては改めて保護者負担に対する意識を持って、現状の教材のありようを検討することで学校ごとに様々な取り組みがなされることを期待するものである。現段階においては、教材等を完全に統一ということではなく、教育委員会においては年間を通して進捗管理をし、学校の好事例等について各学校に共有しつつ、他校でも実践できるよう保護者負担の軽減を推進するため、助言を行っていききたいと考えている、と回答

古本委員

学校ごとに購入したものやその値段、また、1年間の徴収金額などのデータが恐らくあると思う

ので、可能であればオープンにした方が良いのではないか。オープンにすることによって、その教材が本当に必要なのを見直す一つのきっかけになるのではないか。学校どうしても、この学校はこんなに安く済んでいる、なぜうちの学校はこんな高いのだろうかといったように、お互いに抑制が効くこともあると思う。また、教育委員会会議でお示しいただいたり、オープンにして皆の目に触れたりすることによって保護者も費用がわかり、様々な意見が出ると思うが、出していただくことでまた進歩して良い方向に向かうと思うがいかがか、と質問

小熊教育長

御指摘のとおりで、教材費についてはしっかりとお示して、様々な方から見てわかるようにしていかなければならないと考えている。今回は準備ができておらず大変申し訳なく思っている。また別の機会で、なるべく早く御指摘の資料を用意して、見ていただきたいと考えている。

また、先程、教育課程については学校長の裁量との説明があったが、それについてはまさしくそのとおりであって、そこをないがしろにするつもりは全くない。ただし、保護者負担の軽減については、教育委員会が強いリーダーシップを発揮していかなければ、なかなか前に進まないということを事務局職員もよくわかっており、そういう意味合いで、恐らく歯切れの悪い回答になっている部分が多くあり、これは私の責任であると感じている。今、金額の可視化という話があったが、年明け1月に校長会議があることから、実はその中で依頼をしようと考えていたところである。各学校長が前年度と新年度の予定を把握して、物価高騰の影響等もあると思うが、金額がどれだけ下がったのか、必要のないものをどれだけ削らなければならないのかなどの検討をしっかりとしていくよう指示をしていきたいと思っている、と回答

河村学校教育部主幹

1月の校長会議で依頼をする予定であり、今、教育長が説明した内容で実施していきたいと考えている。また、その資料等については、準備ができ次第お示ししたいと考えているため、その際は御指導をお願いしたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

#### **報告事項(4) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)**

(学校教育課)

奥秋学校教育課長

報告事項(4)「専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)」、説明する。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたことから報告するものである。事件の概要については、第三中学校の令和3年度の夏休みのしおり及び同しおりを掲載したホームページにおけるイラストの無断使用による著作権侵害があったものである。和解の条件としては、市は相手方に対し、イラストの使用料相当額にあたる8万8,000円を支払い、また、相手方は本件については、名目のいかに問わず、一切の請求を行わないものとするというものである、と概要を説明

赤澤委員

著作権の問題は難しく、今後こういったことが起きないようにすべきだと思うが、本件についてはどのような措置をしたのか、と質問

奥秋学校教育課長

臨時校長会議を開き、その際に、現在ホームページに掲載している文書等の中で著作権を侵害するようなイラストがないかを確認すること、また、掲載の必要のない文書等については削除すること、掲載が必要な文書等については、パスワードをかけ限定して閲覧ができるようにすること等を周知したところである。また、著作権にあたる事案については、どういったものが著作権侵害に当たるのかをより具体的に示し、教員に研修するよう指示したところである、と回答

赤澤委員

それは小学校及び中学校全体にということか、と質問

奥秋学校教育課長

市立の全小・中・高等学校に指示をしている、と回答

高橋委員

著作権に関しては教育目的の場合には幅広く免除される場合が多いと認識しているが、今回夏休みのしおりに使ったことがそもそも問題になるのかと疑問に思った。本件は夏休みのしおりに使ったこと自体が問題になったのか、それとも、発行元の作者の名前を書いていなかったことが問題になったのか、問題の要因はどちらなのか、と質問

奥秋学校教育課長

本件はイラストそのものに使用料がかかるものを使ってしまった点に問題があった。さらにそれをホームページに掲載していた期間があったため、この点も含めて問題となった事案である、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

## 報告事項(5) 令和5年度通学路合同点検結果について

(学校教育課)

奥秋学校教育課長

報告事項(5)「令和5年度通学路合同点検結果について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。今年度の通学路安全対策協議会の合同点検にて、交通安全について各学校から要望があった54箇所(point)の点検を行った。また、同時に防犯安全について29箇所(point)の点検を行った。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。この54箇所のうち、対策内容をすでに決定し対策を完了もしくは今年度中に完了予定となっているのは、52箇所となっている。このうち、ハード面での対応は43箇所、ソフト面での対応箇所が9箇所となっている。本編資料も併せて御確認いただきたい。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。ハード面での対策の代表的なものを御紹介する。1つ目は車道外側線の補修で、左の写真のように薄くなってしまった車道外側線の引き直しを行い、視認性を高め、安全を確保している。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。これはストップマークを補修したり、新たに設置したりすることで、歩行者への注意喚起を視覚的に行うものである。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。これは、主に車両の運転手への注意喚起に用いられる電柱幕の設置で、この電柱幕は所有者、多くは東京電力への許可申請により設置可

能となる。スピードが出やすい道には「スピード落とせ」、通学児童が多い道には「通学路注意」など、場所に合わせた電柱幕を設置し、注意喚起を促している。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。ハード面での対策例の最後は路面標示で、交差点の前に「交差点注意」という路面標示を設置したものである。他にも「通学路注意」や「スピード落とせ」などの路面標示を安全対策として設置している。今、例にあげた対策については、要望があった際に比較的、対応可能なハード面の対策となっている。なお、各学校の要望箇所とその対策については、本編資料を御確認いただきたい。また、資料の「回答」の欄に、道路管理課からの対策が記載されており、現時点で完了していないものについては、既に工事の発注等を行っており、今年度中に対策が完了する予定となっている。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。次に、ハード面での対策が困難なため、ソフト面での対応となる箇所についてである。すでに実施が可能な対策が取られており、これ以上ハード面での対策が難しい場合や、私有地のため対策が不可能な場合がある。このような箇所については、要望をあげていただいてもソフト面で対応することしかできない可能性が高くなる。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。昨年度までの例で説明すると、これらの2つの十字路については、歩行者の安全対策として、歩道の滞留スペースと車道の間すでに車止めのポールやガードレールが設置されており、これ以上の対策が難しい箇所になる。この様な箇所については、信号待ちの場所や横断の仕方について児童生徒への安全指導をお願いすることになる。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。これも同様にすでにガードレールが設置されている。ショートカットして渡ろうとする児童生徒がいるということであったが、遠くなくても横断歩道を渡るという指導を引き続きしていただく、登下校指導の際に、重点箇所として見守りを実施していただくという対応になる。また、よく学校から要望があがってくる内容として、信号機を設置してほしい、横断歩道をつけてほしいというものがあるが、信号や横断歩道については、「信号機設置の指針」で設置基準が定められており、信号は十分な幅員の確保、滞留場所の確保、1時間の交通量が300台以上、信号機との距離が150m以上離れていること等、設置できる箇所は限られてくると警察から伺っている。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。これは私有地の例で、民家の松の木が通学路にかかっており、松の幹に押された塀が倒れそうになっている写真である。このような私有地では、所有者に協力をお願いするしかなく、基本的には、児童生徒への注意喚起と安全指導での対応となる。この場所に関しては、児童の安全を考え、学校には通学路を一部変更する対策を取っていただいている。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。次に、現在対策を検討している残りの2箇所について説明する。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。これは、県で対応を検討中の2箇所である。左の交差点は交通量が多いため、待機場所の表示の要望があったが、県道と市道のT字路のため県と対応を検討中である。右は、川沿いの道路で排水溝の段差ができていたり、道路がひび割れていたりしている。道路のひび割れやへこみについては市で対応済みであるが、排水蓋の段差については、県で補修の計画を立てている。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。令和4年度の通学路で起きた児童・生徒の交通事故と令和5年度の点検箇所を示したものである。黄色い星印が令和4年度に起きた交通事故の場所である。図の吹き出しは、学校から事故報告としてあげられたもので、自転車での接触事故が多いことがわかる。今年度の通学路安全点検では、赤い丸印の箇所を点検している。事故が起きた中で点検をした場所は、ハード面での対策が必要だと学校からあがった場所になる。点検の結果、すでに必要な対策が取られている場所については、児童・生徒への安全指導を学校に依頼し、注意喚起のための道路標示や電柱幕など対応ができるものについては対応してい

るところである。また、今年度の事故報告で学校からあげられた地点には、ピンクの星印を付けている。対策が必要な場所については令和6年度の点検対象になる。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。次に防犯安全面についての点検箇所、今年度は29箇所点検した。詳細については、資料本編を御覧いただきたい。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。点検箇所への対策については、市職員による防犯パトロールの継続的な実施及び防犯安全課において、防犯灯の効果的な設置や移設により、道の明るさを確保する対策を行っていく。また、その防犯灯や、公園灯などに樹木の枝葉がかかってしまっている箇所については、公園緑地課による樹木の剪定を適宜実施していく。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。対策状況例や対応検討箇所についての一例を紹介する。街灯が少なく、暗い場所で、街灯に樹木がかかっていることから、防犯安全課から公園緑地課へ情報提供し、今年度中に剪定予定となっている。また、青少年センターによるパトロールも引き続き行う。場所によっては、住民や管理組合、自治会等との調整が必要となり、その際は、対応までに時間がかかる場合がある。

スライド資料9ページ目下段を御覧いただきたい。この写真は、現在、所有者もしくはその関係者を調査している空き家である。このような空き家についても、関係各所と連携し、改善を図っていく。

スライド資料10ページ目上段を御覧いただきたい。この写真は、香澄近隣公園のトイレで、トイレの前に小高い丘があり、丘の上から中が見えるため、トイレブースの高さを上げる対策をしている。

スライド資料10ページ目下段を御覧いただきたい。最後に青少年センターの取り組みについて紹介する。合同点検で要望があがった箇所については、パトロールの重点箇所に設定し、定期的な巡回を実施する。また、不審者等を含めた犯罪抑止力をさらに高めるために、「子ども110番の家」の拡充を図るとともに、児童生徒がその設置場所を把握できるような取り組みを進めていきたいと考えている。今後、その取り組みの事例を集め、各学校に情報提供をしていきたいと考えている。児童・生徒の安全・安心を守るために、今後も関係各所と連携し、安全対策に取り組んでいく、と概要を説明

古本委員

昨年も点検結果について説明していただき、努力してくださっているとを感じるが、昨年の報告の際も数箇所が検討中となっていた場所があったと思う。その箇所は、今年はまだ対策が終わり問題はないということか、と質問

奥秋学校教育課長

基本的に、年度をまたいだものについても、引き続き検討する。昨年度のものについては、おそらく実叡の三橋病院前の舗装の箇所だと思うが、こちらについては、県において補修していただくこととなっている、と回答

古本委員

資料を見ると、54箇所中52箇所は対応が完了しているとのことだが、残っている2箇所の対応状況を次の年に教えていただけるとより良いと思うので、未完了箇所の報告を次年度引き継いで報告していただきたい、と要望

奥秋学校教育課長

御指摘のとおり、引き続きものについては、次年度もお示しするよう検討していきたい、と回答

高橋委員

スライド資料6ページ目上段のソフト面の対策の「③私有地」について、見に行ってみたところ、木が反対側の道路の電線に当たっている状態であった。町会などがすでに対応や検討をしているのではないかとも思う。このような場合、どこが管轄になるのかわかりかねるが、通学路を変えただけで、管轄に情報が提供されておらず、後にここが大事に至った場合に困るのではないか。本件について、責任を持つ部局が把握しているのか伺いたい、と質問

奥秋学校教育課長

本件については、道路管理課が所有者に伐採のお願いをしているところである。その際に松の木が電線に引っかかっていること、また倒木の恐れがあることを伝えているが、個人宅の松の木であるため、強制的に対応できていないというのが現状となっている。倒木により、児童・生徒に被害が及ぶことも考えられるため、今年度は年度途中ではあったが、学校側にこの道は通らずに通える通学路を設定してもらったところである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

**報告事項(6) 令和6年度園児募集経過報告(12月18日現在入園許可数)について**  
(学校教育課)

志摩学校教育部主幹

報告事項(6)「令和6年度園児募集経過報告(12月18日現在入園許可数)について」、説明する。この度、令和6年度市立幼稚園の園児募集を実施し、令和6年4月の入園予定者に対し、令和5年12月18日に入園許可書を交付したことを踏まえ、令和6年度の見込み園児数及び学級数を報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。幼稚園5歳児、4歳児の男女別見込み園児数と学級数を、また、参考としてこども園短時間児の園児数等について記載している。向山幼稚園については、向山こども園に再編するため、こども園の園児数として示している。全幼稚園の傾向としては、入園者の減少はとどまらず、5歳児、4歳児全体では、令和5年5月1日の園児数と比較すると、63名減少し、74名となる見込みである。また、特記すべき点について、まず、大久保東幼稚園については、現時点で令和6年度4歳児の入園予定者はおらず、これについての経緯としては、1名の応募があったが、御家庭からの申し出により辞退されたものである。これにより、現時点では5歳児、4歳児ともに0名であるが、市民に示した方針に基づき、令和6年度末に大久保こども園へ統合する。また、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」では、集団教育の観点から、園児数が5歳児、4歳児共に10名以下となることが見込まれた場合、同一中学校区のこども園への統合を検討することとしている。今回、津田沼幼稚園、屋敷幼稚園については、5歳児、4歳児共に園児数が10名以下となることが見込まれることから、こども園との統合を視野に、今後のあり方について検討を開始する。これについては、今後、教育委員会定例会の場でも御意見を頂戴していきたいと考えている。なお、藤崎幼稚園については、先程の第3期計画において、令和7年度に新設こども園への再編が計画されているところである。令和6年度の市立幼稚園は、極めて少人数の編成となる学級が生じる見込みである。子どもの育ちを保障していけるよう、園長会とも連携しながら、令和6年度の運営準備に取り組んでいきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

近藤指導課長

報告事項(7)「児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について」、説明する。本年の教育委員会第8回定例会において、夏までの経過を御報告したところであることから、今回は、それ以降の12月上旬までのものについて御報告するものである。本編資料に、大会結果等を掲載している。

スライド資料1ページ目下段及び2ページ目上段を御覧いただきたい。中学校運動部活動における新人体育大会の結果である。団体では、県大会においてソフトボールで第三中学校が第2位、ソフトテニス男子で第一中学校が第3位と上位入賞した。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。バスケットボール女子で第一中学校がベスト8、個人戦では柔道女子63kg級で第四中学校の小川選手が見事優勝を果たした。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。東日本学校吹奏楽大会では、東習志野小学校が金賞、実花小学校が銀賞を受賞した。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。全日本マーチングコンテストで第四中学校が金賞、全日本小学生バンドフェスティバルで大久保小学校が銀賞を受賞した。この写真は4年ぶりに実施することができたマーチングコンテスト全国大会出場校への激励会の様子である。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。日本学校合奏コンクールの全国大会で谷津小学校が金賞・文部科学大臣賞、第一中学校が金賞・千葉県教育長賞を受賞した。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。同じく日本学校合奏コンクールの全国大会のソロ部門で第六中学校3年生の壁さんが金賞・郡山市長賞を受賞した。また、千葉県読書感想文コンクールで第六中学校3年生の葛西さんが最優秀賞・千葉市長賞を受賞するとともに、第六中学校は最優秀学校賞を受賞した。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。全日本小学校合唱コンクール全国大会に大久保東小学校が関東支部を代表して出場し、素敵な歌声をホールいっぱいに響かせ、銅賞を受賞した。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。千葉県中学校英語発表会にて第四中学校の菊池さんがスピーチの部で見事第1位となり、11月に千葉県代表として関東大会に出場した。

スライド資料6ページ目下段及び7ページ目上段を御覧いただきたい。習志野高等学校の部活動等の活躍については、ボクシング部が特別国民体育大会、ライトフライ級で片岡雷斗選手、フライ級で片岡叶夢選手がそれぞれ優勝、ライトウエルター級で中崎太相羅選手が第3位になった。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。千葉県高等学校新人体育大会では、記載のとおり多くの選手がそれぞれの階級で優勝または準優勝に輝き、関東大会に出場することとなった。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。ASBCアジアユース&ジュニア選手権大会で片岡雷斗選手が優勝、片岡叶夢選手が第3位の成績を収めた。片岡雷斗選手は全国大会に、叶夢選手は関東大会に出場することとなった。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。柔道部は、特別国民体育大会の千葉県代表として、高橋叶選手と濱岡丈選手が出場し、団体戦でベスト8の成績を収めた。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。男子体操競技部では、太田良伊吹選手が総合個人5位の成績を収め、全国大会出場を決めた。

スライド資料9ページ目下段を御覧いただきたい。男子バレーボール部、女子バレーボール部共に全日本バレーボール高等学校選手権大会千葉県代表決定戦で優勝し、全日本バレーボール高等学校選手権大会、通称春高バレーへの出場が決定した。男子は17年連続40度目、女子は38年ぶり16度目となる。

スライド資料10ページ目上段を御覧いただきたい。男子バレーボール部は、特別国民体育大

会バレーボール競技で第5位の成績を収めた。

スライド資料10ページ目下段を御覧いただきたい。男子バスケットボール部は、第76回全国高等学校バスケットボール選手権千葉県予選に優勝し、ウインターカップ2023への出場権を得た。これは、2年ぶり2度目となる。

スライド資料11ページ目上段を御覧いただきたい。ソフトボール部は、千葉県高等学校新人体育大会で優勝し、全国大会に出場することとなった。

スライド資料11ページ目下段を御覧いただきたい。特別国民体育大会のソフトボール代表選手に3名の選手が選ばれ、優勝した。

スライド資料12ページ目及び13ページ目上段を御覧いただきたい。吹奏楽部は、第71回全日本吹奏楽コンクールで銀賞、全日本マーチングコンテストで金賞、日本学校合奏コンクールグラウンドコンテストで金賞、会長賞の成績を収めた。

スライド資料13ページ目下段を御覧いただきたい。習志野高等学校以外の市内の高等学校の生徒の活躍として、東邦高等学校では、弓道部、男子個人戦で、岸直樹選手が全国大会出場、津田沼高等学校の男子弓道部が千葉県高等学校新人大会で優勝し、全国大会に出場する。実籾高等学校の射撃部は、関東高等学校ライフル射撃競技選抜大会千葉県予選で女子生徒1名が3位に入賞し、関東大会に出場した。今回、習志野高等学校以外の市内の高等学校の生徒の活躍を御報告することが初めてであったこともあり、写真を入手することができないところもあったが、今後も情報の共有に努め、今回は該当事案のなかった学校も含め、特に素晴らしい活躍が見られた際は御紹介させていただきたい、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(7)は終了した。

## 報告事項(8) 令和5年度1学期及び2学期いじめアンケート集計結果と考察について

(指導課)

近藤指導課長

報告事項(8)「令和5年度1学期及び2学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

資料A3概要版の左側を御覧いただきたい。「1. 本市のいじめの状況と分析等」の「(1)いじめの内容」について、いじめの態様としては、「からかい等」が1番多い結果となっている。1学期と2学期の認知件数を比較すると、1学期から2学期にかけて認知件数は減少している。1学期は学年、学級の始まりで人間関係のトラブル等が起きやすい状況であるが、継続的な指導により改善が図られ、2学期に認知するいじめの件数が減っていくものと考えている。詳細版の資料2ページ目に示している5年間の経年変化を見ると、コロナ禍を経て増加傾向にあったいじめ認知件数は今年度に入り減少している。小学生に多い態様としては、「暴力」があげられ、「つねられた」、「ちょっかいをかけられた」、「押された」、「叩かれる」などの事例が多くあがっている。からかい等が一番多いことから、加害者にとってはいじめのつもりはなくても、被害者にとってはいじめにあたる事例が多くみられると考えている。児童・生徒に「何がいじめにあたるのか」、「どうなったらいじめなのか」など啓発活動を今後も継続していく必要があると考えている。

資料A3概要版の右側を御覧いただきたい。「(2)相談について」では、「いじめがある」と回答した児童・生徒の中で、今年度の2学期のアンケートの実施時点では、小学生69%、中学生88%が相談をしていると回答している。昨年度の同時期と比較すると、相談した生徒の割合は小学生で3%、中学生は10%増えている。1学期と比較しても、小学生は同程度だが、中学生は相談した生徒の割合が増えている。スクールカウンセラー、教育相談員等、校内の教育相談体制の周

知等の成果が出ているものと考えている。

資料A3概要版の裏面左側を御覧いただきたい。いじめが認知された児童・生徒の中で「相談していない理由」としては、小学生・中学生共に「誰に相談するかわからない」、「自力解決可」、「いじめがひどくなる」の3つが多い結果となっている。小学校低学年に関しては、1学期で「誰に相談するかわからない」項目の人数が65人に対し、2学期の結果では29人に大幅に減少している。今年度、教育相談期間をとり全児童・生徒との個別の教育相談を設定した際など、相談先の周知に努めてきた効果が出ており、相談する時間があることや話を聞く環境が学校にあるということが児童・生徒に伝わっていると考えている。また、アンケート結果には反映されていないが、匿名メール相談WEBアプリでは、友達との関係性や人間関係のトラブルにつながる可能性のあるメールも届いており、相談窓口を広げているところである。匿名メール相談WEBアプリの相談件数については、詳細版資料5ページに掲載している。「(3)いじめの解消状況」については、令和4年度3学期のアンケートで認知したいじめは、令和5年度2学期の調査時点で現在もいじめが継続している件数は小学校4件、中学校0件で、小学校では99%、中学校では100%の解消率である。未解消の4件については、解決を図り、実際に解決が図れてもしばらくして再燃したり、被害児童が相手の行動を気にして記載し続けたりしている状況であることから、今後も注視していく。また、令和5年度1学期のアンケートで認知したいじめのうち、小学校では96%、中学校では98%の解消となっている。認知したいじめは時間の経過とともに、解消数が増えている。アンケート実施後、迅速な本人からの聞き取り、継続的な教育相談と支援により3か月後には9割以上が解消しており、認知したいじめに関しては、今後も迅速な聞き取りと早期対応を継続していく。

資料A3概要版の裏面右側を御覧いただきたい。「2. 結果から見た課題と今後の方向性」としては、今年度のいじめの早期発見、早期対応についての施策として課題としてきた2点について、現状と課題をまとめている。ここにあげた課題を踏まえ、教育委員会と学校に分けて、取り組む内容を資料下段にまとめている。教育委員会の取り組みとしては、1点目は学校に対して教育相談の確実な実施を継続していくことである。学校教育指導行政年間計画に、各校の教育相談週間を掲載し、来年度も確実に実施することを促す。併せて、匿名メール相談WEBアプリ等の相談窓口の周知を徹底し、各種相談窓口の利用推進やスクールカウンセラー、教育相談員、養護教諭の活用を図り、具体的な窓口を知らせることで、安心して相談できる場面を設ける。2点目は、今年度から開始した弁護士によるいじめ防止授業の実施で、令和5年度から令和7年度にかけて市内全小・中学校で実施できるよう計画し、児童・生徒に「いじめとは何なのか」を理解させ、「いじめをしない」、「傍観者にならない」態度や力を育てていきたいと考えている。3点目は、本年度に改定を実施した習志野市いじめ防止基本方針の改定内容を周知し、各学校が実態に合わせ、いじめ未然防止、早期発見ができる体制づくりをさらに進められるよう、実行策について指導・助言を行っていくことである。次に、学校に関する取り組みとして、1点目は学校の相談体制の充実で、SO Sの出し方教育、脱いじめ傍観者教育、匿名メール相談WEBアプリの活用促進を継続し、普段の小さなトラブルにおいても、校内の相談体制を充実させ、児童・生徒の抱える課題に寄り添える環境づくりを行っていく。2点目は、いじめ防止教育を教育計画に位置付けることである。道徳や体験活動、人権教育等を含め学校教育活動全体をとおして、いじめ防止教育を教育計画に位置付け、児童・生徒が主体的に働きかけて考える活動を行い、いじめの未然防止へとつなげていく。3点目は、本市いじめ防止基本方針の改定により、各学校でいじめ防止基本方針の見直し・点検を図ることである。ホームページ等での公表、学校内の集約担当、実行的な組織体制について校内で共通理解し、いじめ未然防止、早期発見の取り組みを充実させていく。

以上を踏まえ、今後も児童・生徒一人ひとりを大切に、いじめは絶対許さない、見逃さないという強い意志のもと、起こったいじめの対応に関する事実や調査結果に関しては、迅速に伝えていくという姿勢で、今後もいじめ対策を進めていく。また、学校に児童・生徒が安心な気持ちで毎日通える学校づくり、学級づくりができるよういじめ問題の対策だけでなく、教育相談の充実、学習

指導の充実にも目を配っていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

説明を聞いていて資料のどの部分を説明しているのか、また何が問題点なのかがわかりづらかった。全て説明するのではなく、今後は必要なポイントとなる部分をパワーポイント資料などで示していただきたい、と要望

馬場委員

このいじめのアンケートは、プリント用紙に手書きをする形態のもので、タブレットなどは使用しないのか、と質問

近藤指導課長

家庭に持ち帰り保護者と話をしてもらった上で提出してもらうため、紙でのアンケートである、と回答

馬場委員

それはタブレットでもできるのではないかと質問

近藤指導課長

今後検討していきたい、と回答

馬場委員

システム上可能なかどうかわかりかねるが、例えば、タブレットでの実施内容や匿名メール相談WEBアプリのいじめ相談の結果を紐付けたりすることはできないのか。また、詳細資料5ページの匿名メール相談WEBアプリの相談件数が参考資料となっているが、匿名メール相談WEBアプリでの相談もいじめの態様を知る手立てになるのだから、参考資料という位置付けに少し疑問である。上手くタブレットを活用し集計ができるようになるなど、アンケートのとり方についても今までと同じ方法ではなく、アップデートしてもいいのではないかと思うがいかがか、と質問

近藤指導課長

今回御報告させていただいたのは、アンケートの集計結果のため、匿名メール相談WEBアプリについては参考として掲載したところである。御指摘のとおり、非常に密接に関係するものであるということは認識しているため、今後、関連性等も考慮していく必要があると考えている、と回答

古本委員

アンケートには記名式と無記名式の2種類があったと思うが、これは両方とも必ず保護者が確認するのか、と回答

近藤指導課長

記名式のものは保護者に確認をしていただいているが、無記名式のものは学校で行うため、保護者の確認はとっていないものとなっている、と回答

古本委員

親が見ているところで、「私はいじめにあっている」とは書けないような気がするが、そういったケースはどのように捨っていくのか、と質問

近藤指導課長

このいじめアンケートについては、保護者の確認のもとに行っているが、同じようなものとして教育相談のアンケートも行っており、こちらについては虐待やヤングケアラーなどを把握するため、保護者を介さずにアンケートを実施している。保護者には言えない内容はこの教育相談で対応できるものと考えている、と回答

古本委員

親には言いづらいことを積極的に拾ってあげなければならないと思う。相談できない子がますますアンケートに書かなくなり、いじめの実態が隠れてしまうだけだと思う。先程の説明でヤングケアラーの問題も取り上げられていたが、自分から積極的にアンケートに書くといった行動に出られない子ども達もいるのだから、まずは、いじめを見つけてあげることが大切だと思うので、メディアでのアンケートの方法なども考えていただきたい、と要望

小熊教育長

把握の仕方としては、アンケートだけではないはずである。教育相談という方法があるが、この教育相談も絡めて詳しく説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

教育相談では、各学校で担任と子どもが直接話して相談できる時間を設けているため、保護者の前では話しづらい、アンケートには書きづらい内容についても、この時間で対応していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

教育委員会として教育相談には特に力を入れているのだから、もう少し丁寧な説明をお願いしたい、と質問

杉山学校教育次長

教育相談については、当然アンケートだけではない。教育相談は教員と児童・生徒の対面で行い、子ども達の話がきちんと聞けるよう、教育課程上の教育計画に位置付けて年3回実施してきたところである。今年度については、どの学校も学期に必ず1回、その期間を設けて実施している。それを補うものとして、教育相談アンケートとともに、それと重ねてこれまで行っているいじめのアンケートがあるが、やはり基本は教員と児童・生徒が対面の関係の中で、いじめや虐待などを把握していき、きちんと市全体で取り組んでいくため、必ず年3回教育相談を位置付けることを教育委員会も強く押して、学校に指示し取り組んでいるところである。また、教員の相談スキルを高めていくことも考えている、と回答

小熊教育長

説明があったとおり、非常に言うは易く行うは難く、この相談には難しい部分がある。特に学年が低くなればなるほど、その辺りの相談と日常がなかなか区別できない部分があり、そこにこの何年間か力を入れてきたところである。それでも様々な課題が起こると思うので、今後も折に触れて御意見を頂戴したい、と発言

高橋委員

このアンケートを保護者に確認してもらう意図は何か、と質問

近藤指導課長

保護者にとって学校生活について子どもと一緒に話していただく機会にもなり、保護者の心配事がそこに反映されることもある。その逆に、無記名式のアンケートもあり、分けて実施しているところである、と回答

高橋委員

学校生活について、子どもと親と一緒に考え、しっかり話し合う必要があるならばそうすべきだと思うが、あくまでいじめがあるかどうかを把握するためのアンケートであれば、親の確認がむしろマイナスになるのではないかと。恐らく私が中学生だったら、これは非常に苦痛に感じると思う。実際のアンケートの結果からしても、中学生のいじめの件数はとても少ないようであるが信じがたい。このアンケートの仕方だと、親の確認のもとで答えることにより、実際にはあるはずのいじめが見えなくなってしまうのではないかと心配だがいかがか、と質問

近藤指導課長

匿名メール相談WEBアプリで、匿名で相談できるものも用意している中で、このアンケートについては家庭にも一緒に考えていただくため、このように取り組んできたところだが、御指摘いただいたように、答えにくい質問もあると思うので、今後見直していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

このアンケートについて、タブレットの活用など様々な御意見をいただき、とても良いきっかけとなった。これまでと同じ方法ではなく、アンケートの方法についても工夫をして取り組んでいきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(8)は終了した。

＜報告事項(1)及び(9)並びに議案第33号及び議案第34号については非公開。

ただし、議案第34号については令和6年2月15日をもって、  
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

**報告事項(1) 臨時代理の報告について(令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)**  
(教育総務課)

報告事項(1)は終了した。

**議案第33号 令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について**  
(教育総務課)

宮崎学校教育部主幹

議案第33号「令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された。

中野教育総務課長

議案第34号「令和6年度教育費当初予算案について」、説明する。

資料9ページ目を御覧いただきたい。令和6年度教育費予算案の総括表の「歳出」欄を御覧いただきたい。令和6年度予算の申し入れ額については、約150億円で、令和5年度予算額の100億円と比較すると約50億円、約50%の伸率となっている。主なものとして、「2. 小学校費」については、約17億円の増額で、これは大久保小学校の建替え並びに屋敷小学校の長寿命化改修に伴うものである。「3. 中学校費」については、約29億円の増額で、第一中学校の長寿命化改修及び第二中学校の建替えに伴うものである。「7. 保健体育費」については、約4億円の増額で、大久保小学校の建替え及び第二中学校の建替えに伴う、給食室の備品整備に係るものである。

今回は、学校の建替え及び改修に伴い、大きな伸びとなっているものである。なお、前回の教育委員会第12回定例会において、古本委員より御意見をいただいた体育館の空調整備について、その後、改めて教育委員会事務局内で検討を進めさせていただいた結果、来年度に全小・中学校及び習志野高等学校の体育館にエアコンを整備すべく、今回は設計費を予算計上させていただいた。今後、工事が進められるよう、引き続き尽力していきたいと考えている。また、同定例会にて高橋委員より御意見をいただいた、学校内へのマザーズルームの設置については、今回の予算上の反映はないが、建替えや長寿命化改修の際に、そういったスペースの確保や機能の設置を進めていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

**報告事項(9) いじめ重大事態の調査結果に関する報告について**

(指導課)

報告事項(9)は終了した。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第12回定例会の閉会を宣言